熊谷市建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成２４年４月１日施行
平成２６年３月６日改正
平成２８年６月１日改正
令和３年３月１８日改正
令和４年４月２１日改正

（趣旨）

第１条　この要領は、熊谷市建設工事請負契約約款第１０条第２項に規定する現場代理人の常駐義務における、同条第３項に規定する常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（常駐を要しない期間）

第２条　実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

(1)　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2)　工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3)　工事の全部の施工を一時中止している期間

(4)　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（兼務を認める工事）

第３条　次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、１人の者が２件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

(1)　国又は地方公共団体の発注した工事であるもの

(2)　工事現場が熊谷市内、深谷市内又は寄居町内であるもの

(3)　主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法第２６条第３項に該当しない工事）

(4)　公告又は指名通知において、現場代理人の兼務を認めない旨の記載がない工事

２　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、１人の者が２件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

(1)　国又は地方公共団体の発注した工事であるもの

(2)　工事現場が熊谷市内、深谷市内又は寄居町内であるもの
(3)　熊谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

3　前２項に規定するもののほか、工事の特性から発注者が現場代理人の兼務を認めることが適当であると判断した工事については、１人の者が２件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

4　第１項に掲げる工事について、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合、又は当該工事が低入札価格調査の対象となった場合は、兼務を認めないものとする。

（兼務を認める条件）

第４条　前条に規定する、兼務を認める工事については、次に掲げる全ての条件を満たしていなければならない。
(1)　発注者との連絡体制が確保されていること
(2)　必ずいずれかの工事に常駐していること
(3)　必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないよう配慮がなされていること

（兼務を認める対象工事の明示）

第５条　第３条第１項の規定により兼務を認める場合は、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に記載し、明示するものとする。また、同条同項に掲げる条件を満たしている工事のうち、入札公告等に記載のないものについては、「現場代理人の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書」（様式第１号）による受注者からの照会により、適用の有無を回答するものとする。

（兼務の手続）

第６条　受注者は、現場代理人の兼務を行う場合は、当該工事の発注者に対し、「現場代理人兼務届」（様式第２号）を、もう一方の工事が兼務可能なものであることを確認できる書類（入札公告等又は様式第１号をいう。）を添付のうえ提出しなければならない。なお、発注者が熊谷市以外である場合は、受注者は、熊谷市以外の発注者に対し、様式第１号を提出し兼務を認める回答を受けたときとする。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２８年６月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和４年５月１日から適用する。